証券コード　6074
平成28年６月14日

株　主　各　位

大阪市西区土佐堀一丁目４番11号
株式会社ジェイエスエス
代表取締役社長　　藤木　孝夫

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　また、この度の熊本地震により被災されました皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。
　さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１.日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２.場　　所　大阪市北区中之島五丁目３番68号
　リーガロイヤルホテル　２階ダイヤモンドルーム
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３.目的事項
報告事項　第41期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jss-group.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に、円安・株高が進行し、企業収益や雇用環境の改善など、景気は回復基調で推移してきました。

しかしながら、中国を始めとした新興国経済の減速、また、日銀によるマイナス金利の導入等の影響もあり、依然として景気・経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属するスイミングスクール業界においては、スポーツ行政を総合的に推進するスポーツ庁が発足し、初代長官にソウル五輪競泳金メダリストの鈴木大地氏が就任されるなど、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた体制づくりが動き始めました。

この様な環境下、当社におきましては、ロシア・カザン世界水泳に競泳選手２名、飛込選手３名、ヘッドコーチ３名を輩出いたしました。

その結果、瀬戸大也選手は400ｍ個人メドレーにおいて金メダルと前大会に続き２連覇を達成し、渡部香生子選手は200ｍ平泳ぎ金メダル、200ｍ個人メドレーにおいて銀メダルの２つのメダルを獲得する事ができました。

そして、これらの選手の活躍は少なからず当社のブランド力向上に繋がり、会員集客効果があったと考えております。

また、スポーツ用品等の卸売販売におきましては、営業社員を増員するなど取引先の拡大に努め、約100社の新規契約を締結する事ができました。

このような営業施策により、当事業年度末の会員数は101,518人（前期比1.4％増）となりました。子供、大人別会員内訳では、子供会員数が87,160人（前期比2.1％増）、大人会員数14,358人（前期比2.3％減）となっております。

新規事業所につきましては、平成27年５月にＪＳＳスイミングスクール若葉台（東京都稲城市）を開設いたしました。

その結果、当事業年度末における直営事業所は60事業所、受託事業所は26事業所となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,047百万円（前期比4.6％増）、営業利益は446百万円（前期比22.4％増）、経常利益は449百万円（前期比31.9％増）、当期純利益は285百万円（前期比75.7％増）となりました。

なお、当社はスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は51百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

・当事業年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

ジャンボインドアテニススクール	構築物	4百万円
ＪＳＳスイミングスクール松原	建　物	3百万円

・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期 (当事業年度)
	平成25年３月期	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
売上高	7,076	7,346	7,695	8,047
経常利益	263	322	340	449
当期純利益	289	154	162	285
１株当たり当期純利益	168円35銭	79円63銭	80円73銭	141円82銭
総資産	4,895	5,115	5,367	5,260
純資産	1,156	1,561	1,699	1,959

（注）１．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
　　２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①　親会社との関係
　該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況
　該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当社の社会的な認知度、信用力をさらに高めるため、現在上場している東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場から本則市場への変更申請を行えるよう企業価値の向上を図ることが重要課題と認識しております。この重要課題に対処するため下記経営施策を行ってまいります。

①　着実な事業所展開

当社は将来の成長を見据え、年間２事業所程度の開設を着実に行っていける体制が必要であると考えており、物件情報収集ルートの拡大、各地域担当者との情報共有化の強化を図っております。

② ブランディングの強化

平成28年８月に行われるリオデジャネイロ・オリンピックには競泳選手２名、飛込選手１名、ヘッドコーチ３名の計６名の参加が内定しております。

競泳においては、メダル獲得の可能性が高く、メディアにおける露出度も高くなることが期待でき、ＪＳＳのブランドを引き上げるチャンスになるものと考えております。

③ 介護予防事業の拡大を見据えた大人プログラム充実

３年前より開始した大人対象水中プログラム（アクア・スティック・マジック）に、中高齢者向け機能改善対応陸上プログラムを加え、内容の更なる充実を進めると共に、参加者の増員を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

・スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
・スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
・学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
・経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
・旅行業
・建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
・不動産の賃貸に関する事業
・企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
・健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
・市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 本社　大阪市西区土佐堀一丁目４番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	ＪＳＳ清田スイミングスクール	北海道	31	ＪＳＳスイミングスクール松阪	三重県
2	ＪＳＳ釧路スイミングスクール	北海道	32	ＪＳＳ山本スイミングスクール	大阪府
3	ＪＳＳ登別スイミングスクール	北海道	33	ＪＳＳさやまスイミングスクール	大阪府
4	ＪＳＳ岩見沢スイミングスクール	北海道	34	ＪＳＳ深井スイミングスクール	大阪府
5	ＪＳＳ弘前スイミングスクール	青森県	35	ＪＳＳ柏原スイミングスクール	大阪府
6	ＪＳＳ北上スイミングスクール	岩手県	36	ＪＳＳエビススイミングスクール	大阪府
7	ＪＳＳ盛岡スイミングスクール	岩手県	37	ＪＳＳ東花園スイミングスクール	大阪府
8	ＪＳＳあおやまスイミングスクール	岩手県	38	ＪＳＳスイミングスクール八尾	大阪府
9	ＪＳＳ仙台スイミングスクール	宮城県	39	ＪＳＳスイミングスクール松原	大阪府
10	ＪＳＳ南光台スイミングスクール	宮城県	40	ＪＳＳスイミングスクールいずみ中央	大阪府
11	ＪＳＳ秋田スイミングスクール	秋田県	41	ＪＳＳスイミングスクール瓢箪山 ＪＳＳフィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
12	ＪＳＳいわきスイミングスクール	福島県	42	ＪＳＳスイミングスクールりもね	大阪府
13	ＪＳＳ宇都宮スイミングスクール	栃木県	43	ＪＳＳ尼宝スイミングスクール	兵庫県
14	ＪＳＳ所沢スイミングスクール	埼玉県	44	ＪＳＳ妙法寺スイミングスクール	兵庫県
15	ＪＳＳ入間スイミングスクール	埼玉県	45	ＪＳＳ大久保スイミングスクール	兵庫県
16	ＪＳＳ毛呂山スイミングスクール	埼玉県	46	ＪＳＳ姫路スイミングスクール	兵庫県
17	ＪＳＳスイミングスクールおゆみ野	千葉県	47	ＪＳＳ津山スイミングスクール	岡山県
18	ＪＳＳ八王子スイミングスクール	東京都	48	ＪＳＳ広島スイミングスクール	広島県
19	ＪＳＳスイミングスクール若葉台	東京都	49	ＪＳＳ大州スイミングスクール	広島県
20	ＪＳＳスイミングスクール鶴見	神奈川県	50	ＪＳＳ廿日市スイミングスクール	広島県
21	ＪＳＳジャンボスイミングスクール	新潟県	51	ＪＳＳ米子スイミングスクール	鳥取県
22	ジャンボインドアテニススクール	新潟県	52	ＪＳＳ松江スイミングスクール	島根県
23	ＪＳＳスイミングスクール富山	富山県	53	ＪＳＳ出雲スイミングスクール	島根県
24	ＪＳＳスイミングスクール高岡	富山県	54	ＪＳＳセンコースイミングスクール	香川県
25	富山インドアテニススクール	富山県	55	ＪＳＳ高知スイミングスクール	高知県
26	ＪＳＳスイミングスクール本郷	富山県	56	ＪＳＳ姪浜スイミングスクール	福岡県
27	ＪＳＳ多治見中央スイミングスクール	岐阜県	57	ＪＳＳちくごスイミング	福岡県
28	ＪＳＳ中川スイミングスクール	愛知県	58	ＪＳＳスイミングスクール伊都	福岡県
29	ＪＳＳ比良スイミングスクール	愛知県	59	ＪＳＳ浦添スイミングスクール	沖縄県
30	ＪＳＳ白子スイミングスクール	三重県	60	ＪＳＳスイミングスクール沖縄中央	沖縄県

③　受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	ＪＳＳあゆみスイミングスクール札幌	北海道	14	一宮スイミングスクール	愛知県
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	15	ＪＳＳ茨木中央スイミングスクール	大阪府
3	ＪＳＳきたみスイミングスクール	北海道	16	ＪＳＳはびきのスイミングスクール	大阪府
4	ＪＳＳあいの里スイミングスクール	北海道	17	ＪＳＳガボスイミングスクール	大阪府
5	ジャパンスイミングスクール大原	千葉県	18	ＪＳＳ住吉スイミングスクール	大阪府
6	ＪＳＳ八街スポーツクラブ	千葉県	19	ＪＳＳ高槻中央スイミングスクール	大阪府
7	ＪＳＳ茂原スポーツクラブ	千葉県	20	ＪＳＳ富雄スイミングスクール	奈良県
8	ＪＳＳ立石ダイワスイミングスクール	東京都	21	ＪＳＳ御影スイミングスクール	兵庫県
9	ＪＳＳ長岡スイミングスクール	新潟県	22	ＪＳＳ宝塚スイミングスクール	兵庫県
10	ＪＳＳ金沢駅西スイミングスクール	石川県	23	ＪＳＳ三木スイミングスクール	兵庫県
11	ＪＳＳ金沢駅西スイミングスクール粟崎	石川県	24	ＪＳＳ北神戸スイミングスクール＆スポーツクラブ	兵庫県
12	ＪＳＳ磐田スイミングスクール	静岡県	25	ＪＳＳ川西スイミングスクール	兵庫県
13	ホイッスル磐田スポーツクラブ	静岡県	26	ＪＳＳ具志川スイミングスクール	沖縄県

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
514名	24名増	38.7歳	13.5年

（注）１．使用人数には当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
２．使用人数にはエリア社員47名および契約社員56名を含んでおります。
３．使用人数以外にパート・アルバイト419名を雇用しております。
なお、パート・アルバイトの人数は、最近１年間の平均人数であり、月間166時間で換算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社関西アーバン銀行	659百万円
株式会社商工組合中央金庫	242百万円
株式会社京都銀行	208百万円
株式会社りそな銀行	165百万円
株式会社みずほ銀行	137百万円
株式会社三井住友銀行	83百万円

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　7,800,000株

(2) **発行済株式の総数**　2,013,028株

(3) **株主数**　880名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ニチイ学館	500,000	24.84
江崎グリコ株式会社	185,528	9.22
奥村征照	140,500	6.98
関健二	78,200	3.88
柿沼佑一	72,000	3.58
DRP株式会社	65,500	3.25
佐藤佑太	56,200	2.79
キリンビバレッジバリューベンダー株式会社	50,000	2.48
藤木孝夫	47,000	2.33
JSS従業員持株会	40,200	2.00

（注）持株比率は自己株式（141株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤木孝夫	
取締役会長	奥村征照	
常務取締役	古谷政徳	事業本部長
常務取締役	田原富夫	管理本部長
取締役	稲田勝	事業本部営業部統括部長
取締役	山脇幹雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
取締役	森信介	株式会社ニチイ学館専務取締役社長室担当兼経営監理部担当
常勤監査役	髙橋健也	
監査役	淺野省三	弁護士 つながり総合法律事務所代表
監査役	安達徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表

（注）１．取締役山脇幹雄氏および森信介氏は、社外取締役であります。
２．監査役淺野省三氏および安達徹氏は、社外監査役であります。

3．監査役安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、取締役山脇幹雄氏、監査役淺野省三氏、監査役安達徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2名)	82百万円 (1百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	11百万円 (2百万円)
合計 （うち社外役員）	10名 (4名)	96百万円 (4百万円)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
・取締役森信介氏は、株式会社ニチイ学館の専務取締役社長室担当兼経営監理部担当を兼職し、当社と株式会社ニチイ学館は資本・業務提携契約を締結しております。
・監査役淺野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
・監査役安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。
・監査役安達徹氏は、安達税理士事務所の代表であります。当社と安達徹税理士事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　山　脇　幹　雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　森　　信　介	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、９回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　淺　野　省　三	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、監査役会13回のうち、13回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　安　達　　徹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、監査役会13回のうち、12回に出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、定款第21条および第33条の定めにより、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しており、取締役山脇幹雄氏および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役山脇幹雄氏および各社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

６．会計監査人の状況

(1) 名称

京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15百万円
当社会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第45条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7．業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。

② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針やハンドブックを作成し、コンプライアンス体制を強化します。

③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査役が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。

② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。

② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。

③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を社長および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査役の同意を得たうえで決定いたします。

また、他の業務に優先して監査役の補助業務を行うこととして、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査役に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。

また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

② 監査役は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。

② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「内部統制の有効評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されていません。

(2) コンプライアンス

法令順守体制の点検・強化を推進するため、法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、監査役会、内部監査室および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けています。

(3) リスク管理

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、社外取締役を選任して原則月に1回開催される取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しています。

(5) 監査役

監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っています。

また、監査役は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

８．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**680,330**	**流動負債**	**2,090,903**
現金及び預金	286,940	支払手形	145,349
受取手形	4,876	買掛金	79,228
売掛金	176,817	短期借入金	74,610
商品	100,820	１年内償還予定の社債	48,500
前渡金	5,070	１年内返済予定の長期借入金	450,919
前払費用	45,091	リース債務	6,642
繰延税金資産	49,895	未払金	202,226
その他	11,261	未払費用	272,172
貸倒引当金	△443	未払法人税等	94,870
固定資産	**4,580,631**	未払消費税等	98,734
有形固定資産	**3,762,000**	前受金	472,185
建物	1,906,293	預り金	15,951
構築物	104,507	賞与引当金	87,596
車両運搬具	44	その他	41,916
工具、器具及び備品	19,993	**固定負債**	1,210,391
土地	1,712,686	社債	59,000
建設仮勘定	5,351	長期借入金	863,696
リース資産	13,124	リース債務	8,150
無形固定資産	**31,106**	退職給付引当金	170,652
ソフトウエア	19,839	資産除去債務	87,342
電話加入権	9,263	その他	21,549
その他	2,003	**負債合計**	**3,301,294**
投資その他の資産	**787,524**	**純資産の部**	
投資有価証券	3,100	科目	金額
出資金	13	**株主資本**	**1,959,667**
長期貸付金	30,985	**資本金**	**330,729**
長期前払費用	1,369	**資本剰余金**	**125,665**
繰延税金資産	81,620	資本準備金	34,035
敷金及び保証金	659,837	その他資本剰余金	91,630
その他	10,635	**利益剰余金**	**1,503,386**
貸倒引当金	△37	利益準備金	6,999
資産合計	**5,260,961**	その他利益剰余金	1,496,386
		繰越利益剰余金	1,496,386
		自己株式	**△113**
		純資産合計	**1,959,667**
		負債及び純資産合計	**5,260,961**

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,047,672**
売上原価		**6,731,897**
売上総利益		**1,315,775**
販売費及び一般管理費		**869,094**
営業利益		**446,680**
営業外収益		
受取利息	707	
受取配当金	159	
受取保険金	2,974	
受取補償金	2,949	
助成金収入	14,395	
長期預り保証金精算益	4,800	
保険事務手数料	790	
その他営業外収益	1,209	27,985
営業外費用		
支払利息	17,058	
社債利息	1,219	
その他営業外費用	6,738	25,016
経常利益		**449,650**
特別損失		
固定資産除却損	558	
減損損失	5,535	6,093
税引前当期純利益		**443,557**
法人税、住民税及び事業税	150,727	
法人税等調整額	7,347	158,074
当期純利益		**285,482**

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,729	34,035	91,630	125,665	4,483	1,238,582	1,243,066	△37	1,699,422
当期変動額									
剰余金の配当						△25,161	△25,161		△25,161
利益準備金の積立					2,516	△2,516	—		—
当期純利益						285,482	285,482		285,482
自己株式の取得								△75	△75
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	2,516	257,804	260,320	△75	260,244
当期末残高	330,729	34,035	91,630	125,665	6,999	1,496,386	1,503,386	△113	1,959,667

項目	純資産合計
当期首残高	1,699,422
当期変動額	
剰余金の配当	△25,161
利益準備金の積立	—
当期純利益	285,482
自己株式の取得	△75
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	260,244
当期末残高	1,959,667

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～34年
構築物	10年～30年
工具、器具及び備品	３年～12年

② 無形固定資産　　定額法

ソフトウエア……自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法で償却しております。

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用　　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金　　当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため平成17年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定

にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,421,778千円
土地	1,712,486千円
計	3,134,265千円

（上記に対応する債務）

短期借入金	74,610千円
１年内償還予定の社債	48,500千円
１年内返済予定の長期借入金	450,919千円
社債	59,000千円
長期借入金	848,182千円
計	1,481,211千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　4,099,729千円

3．損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価　1,856千円

なお、金額は洗替法によっております。

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
ちくご事業所（福岡県筑後市）	直営店舗設備	建物
東花園事業所（大阪府東大阪市）他	遊休資産	建物及び工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各事業所単位で、本社等は共用資産として、将来の使用が見込まれない遊休資産については個別にグルーピングをしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業事業所及び遊休資産については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失5,535千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物5,535千円、その他０千円であります。

なお、営業事業所の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。また、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。建物等については他への転用や売却が困難であることから零として評価しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式　2,013,028株

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式　141株

(3) 剰余金の配当に関する事項

Ⅰ．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	10,064	5	平成27年３月31日	平成27年６月29日
平成27年11月12日取締役会	普通株式	15,096	7.5	平成27年９月30日	平成27年12月18日

Ⅱ．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年６月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	15,096	利益剰余金	7.5	平成28年３月31日	平成28年６月30日

(4) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　－ 株

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	148千円
退職給付引当金	52,245千円
賞与引当金	26,988千円
未払法定福利費	4,284千円
商品評価損	2,066千円
ゴルフ会員権評価損	1,932千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	51,936千円
減損損失（土地・電話加入権）	10,309千円
未払事業税	10,077千円
未払事業所税	4,887千円
資産除去債務	26,709千円
その他	1,442千円
繰延税金資産小計	193,028千円
評価性引当額	△42,696千円
繰延税金資産合計	150,332千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△18,816千円
繰延税金負債合計	△18,816千円
繰延税金資産の純額	131,516千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	2.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.5%
評価性引当額の減少	0.1%
税額控除	△2.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.6%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）6,586千円減少し、法人税等調整額が6,586千円増加しております。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

Ⅰ．リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

７．金融商品に関する注記

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を図っております。

・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・営業債務である支払手形及び未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	286,940	286,940	－
(2) 売掛金	176,817		
貸倒引当金（※１）	△438		
差引	176,379	176,379	－
(3) 長期貸付金（※２）	35,156		
貸倒引当金（※１）	△42		
差引	35,113	34,861	△252
(4) 敷金及び保証金	659,837	667,862	8,025
資産計	1,158,270	1,166,043	7,772
(5) 支払手形	145,349	145,349	－
(6) 未払費用	272,172	272,172	－
(7) 長期借入金（※３）	1,314,615	1,319,309	4,694
(8) 社債（※４）	107,500	107,098	△401
負債計	1,839,637	1,843,929	4,292

（※１）売掛金、長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※２）長期貸付金には短期貸付金も含んでおります。

（※３）長期借入金には１年内返済予定の長期借入金も含んでおります。

（※４）社債には１年内償還予定の社債も含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形、(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 非上場株式（貸借対照表計上額3,100千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表には含めておりません。

(注３) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超（千円）
現金及び預金	286,940	－
売掛金	176,817	－
長期貸付金	4,170	30,985
敷金及び保証金	－	659,837
合計	467,929	690,822

（注４）長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
社　　債	48,500	46,500	12,500	－	－	－
長期借入金	450,919	268,058	215,582	181,106	116,990	81,960
合　　計	499,419	314,558	228,082	181,106	116,990	81,960

８．賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は25,259千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

		当事業年度（千円）
貸借対照表計上額		
	期首残高	197,388
	期中増減額	△4,820
	期末残高	192,567
期末時価		239,574

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額のうち、当事業年度の減少額は減価償却費4,820千円であります。

３．時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

９．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	973円56銭
(2) １株当たり当期純利益	141円82銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して３年から34年と見積り、その期間に応じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	86,023千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	1,319千円
期末残高	87,342千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

京都監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　高井晶治　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　浦上卓也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

株式会社ジェイエスエス監査役会

常勤監査役　髙　橋　健　也　㊞

社外監査役　淺　野　省　三　㊞

社外監査役　安　達　　徹　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金１株当たり７円50銭を含めた年間配当金は、１株当たり15円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金７円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の総額は15,096,652円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりましたので、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

定款変更の主な内容は以下のとおりです。

(1) 監査等委員会の新たな機関設定並びに監査役および監査役会の廃止による規定の新設・変更・削除を行うものであります。

(2) 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

(3)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、非業務執行取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第21条の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第 1 条～第 17 条（条文省略）	第 1 条～第 17 条（現行どおり）
（取締役の員数） 第 18 条　当会社の取締役は１０名以内とする。	（取締役の員数） 第 18 条　当会社の取締役<u>（監査等委員である者を除く。）</u>は１０名以内とする。
（新　　設）	<u>②当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。</u>

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の選任方法） 第 19 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任方法） 第 19 条　監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。
②～③（条文省略）	②～③（現行どおり）
（取締役の任期） 第 20 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第 20 条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②増員または補欠として選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	②増員または補欠として選任した取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（新　　設）	③監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	④任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役の責任免除） 第 21 条　（条文省略） ②当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第 21 条　（現行どおり） ②当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第 22 条～第 23 条　（条文省略）	第 22 条～第 23 条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第 25 条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議方法等） 第 25 条　（条文省略） ②当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議方法等） 第 26 条　（現行どおり） ②当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の議事録） 第 26 条　取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第 27 条　取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
②（条文省略）	②（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役） 第 27 条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第 28 条　代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。
②取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	②取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第 28 条（条文省略）	第 29 条（現行どおり）
（報酬等） 第 29 条　取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第 30 条　監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。
第５章　監査役および監査役会	（削　　除）
（監査役の員数） 第 30 条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の選任方法） 第 31 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	（削　　除）
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
（監査役の任期） 第 32 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　　除）
②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（監査役の責任免除） 第 33 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役の決議によって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（削　　除）
②当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	（削　　除）
（監査役および監査役会の設置） 第 34 条　当会社は監査役および監査役会を置く。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役会の招集通知） 第 35 条　監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）
（常勤の監査役） 第 36 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
（監査役会の決議方法） 第 37 条　監査役会決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を持って行う。	（削　　除）
（監査役会の議事録） 第 38 条　監査役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録を持って作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	（削　　除）
（監査役会規則） 第 39 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削　　除）
（報酬等） 第 40 条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（監査等委員会の設置） 第 31 条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知） 第 32 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第 33 条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　　設）	（監査等委員会の決議方法） 第 34 条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　　設）	（監査等委員会の議事録） 第 35 条　監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	（監査等委員会規則） 第 36 条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第 41 条～第 43 条（条文省略）	第 37 条～第 39 条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第 44 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第 40 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 45 条～第 49 条（条文省略）	第 41 条～第 45 条（現行どおり）
（新　　設）	附　則
（新　　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第　１　条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、第４１回定時株主総会終結前の行為に関する同法第４２３条第１項に定める監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　　設）	第　２　条　附則第１条および本条は平成３８年６月２９日をもって削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役７名全員が定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	ふじきたかお 藤木孝夫 （昭和28年６月４日生）	昭和53年11月　当社入社 平成11年７月　執行役員西部事業部長就任 平成13年２月　役員待遇事業部長 平成13年６月　取締役事業部長就任 平成14年１月　代表取締役社長就任（現任）	47,000株
2	おくむらゆきてる 奥村征照 （昭和16年６月13日生）	昭和54年４月　当社入社取締役就任 昭和60年８月　代表取締役社長就任 平成11年６月　代表取締役会長就任 平成20年６月　取締役会長就任（現任）	140,500株
3	ふるたにまさのり 古谷政徳 （昭和29年７月11日生）	昭和54年１月　当社入社 平成11年７月　東部事業部中部地区マネージャー 平成14年11月　役員待遇事業本部東日本担当部長 平成15年６月　取締役事業部長就任 平成20年２月　取締役事業本部長就任 平成20年６月　執行役員事業本部長就任 平成21年４月　事業本部長 平成22年１月　取締役事業本部長就任 平成26年６月　常務取締役事業本部長就任（現任）	6,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	田原富夫（たはらとみお） （昭和32年２月18日生）	昭和53年９月　当社入社 平成11年７月　企画部次長 平成14年１月　経営企画室室長 平成17年４月　経営企画部部長 平成20年２月　取締役就任 平成20年６月　執行役員就任 平成21年４月　管理本部長 平成22年１月　取締役管理本部長就任 平成26年６月　常務取締役管理本部長就任（現任）	6,000株
5	稲田勝（いなだまさる） （昭和33年２月10日生）	昭和55年４月　当社入社 平成14年11月　役員待遇事業本部西日本担当部長 平成15年６月　取締役事業部長就任 平成20年２月　取締役事業本部副本部長就任 平成20年６月　執行役員事業副本部長就任 平成21年４月　事業本部西日本事業部統括部長 平成24年10月　事業本部営業部統括部長 平成26年６月　取締役事業本部営業部統括部長就任 平成28年５月　取締役事業本部副本部長就任（現任）	6,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	森　信介（もり　のぶすけ） （昭和39年３月３日生）	平成10年３月　株式会社ニチイ学館入社 平成13年４月　同社広報室長代理 平成14年10月　同社社長室長補佐 平成16年10月　同社社長室長 平成17年４月　同社経営管理本部社長室長 平成17年10月　同社経営企画本部広報室長 平成17年10月　株式会社パワーバンク（平成19年３月会社清算）代表取締役社長 平成17年11月　株式会社ニチイ学館経営企画本部長兼経営企画室長兼広報室長 平成18年４月　同社経営企画本部長兼広報室長 平成18年６月　同社取締役 平成20年４月　同社広報部担当 平成21年４月　同社取締役広報本部長 平成21年６月　同社常務取締役広報担当 平成21年10月　同社常務取締役社長室長 平成22年６月　同社常務取締役社長室長兼コンプライアンス本部長兼お客様相談室長 平成22年10月　同社常務取締役社長室長兼コンプライアンス本部長 平成23年４月　同社専務取締役経営企画本部長 平成24年１月　株式会社サイバークラーク研究所（平成25年３月会社清算）代表取締役副社長 平成26年６月　当社取締役就任(現任) 平成26年10月　株式会社ニチイ学館専務取締役社長室長 平成27年10月　株式会社ニチイ学館専務取締役社長室担当兼経営監理部担当(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社ニチイ学館専務取締役社長室担当兼経営監理部担当	－　株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．森信介氏は、社外取締役候補者であります。
３．森信介氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
４．森信介氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なご助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※1	久山志朗（ひさやまし ろう） （昭和27年６月29日生）	昭和55年４月　当社入社 平成20年２月　取締役総務部長就任 平成20年６月　執行役員総務部長就任 平成21年４月　総務人事統括部長 平成24年６月　人事担当部長（現任）	2,500株
※2	山脇幹雄（やまわき みきお） （昭和23年10月18日生）	昭和42年４月　大阪国税局入局 平成８年７月　神戸税務署副署長 平成10年７月　大阪国税局　徴収部　国税訟務官 平成12年７月　西脇税務署長 平成14年７月　大阪国税局　調査第一部　調査開発課長 平成15年７月　大阪国税局　徴収部　徴収課長 平成17年７月　大阪国税局　徴収部　管理課長 平成18年７月　大阪国税局　徴収部　徴収部次長 平成19年７月　大阪国税局　徴収部　徴収部長 平成20年７月　大阪国税局　退職 平成20年８月　税理士登録 平成20年９月　山脇幹雄税理士事務所開所 同事務所代表就任（現任） 平成25年６月　当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 山脇幹雄税理士事務所代表	－　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※3	淺野省三（あさのしょうぞう） (昭和23年８月９日生)	昭和46年４月　関西大学司法研究室入室 昭和53年４月　最高裁判所司法研修所入所 昭和55年４月　弁護士登録 昭和55年４月　米田宏巳法律事務所入所 昭和59年４月　淺野梶谷共同法律事務所開所 平成17年11月　淺野・齋藤共同法律事務所開所 （現　つながり総合法律事務所） 同事務所代表就任(現任) 平成19年６月　当社監査役就任(現任) （重要な兼職の状況） つながり総合法律事務所代表	4,000株
※4	安達徹（あだちとおる） (昭和37年７月15日生)	昭和56年４月　大阪国税局入局 昭和57年３月　大蔵事務官任官 平成20年７月　大阪国税局退職 平成20年８月　税理士登録 平成20年８月　東郷義和税理士事務所入所 平成22年７月　株式会社安達計算センター 代表取締役就任(現任) 平成23年４月　安達徹税理士事務所開所 同事務所代表就任(現任) 平成23年６月　当社監査役就任(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表	－　株

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．山脇幹雄氏、淺野省三氏および安達徹氏は、社外取締役候補者であります。
(1) 山脇幹雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士としての豊かな業務経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など社外取締役として期

待される役割を十分に発揮いただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

(2) 淺野省三氏を社外取締役候補者とした理由は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(3) 安達徹氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

４．当社は、山脇幹雄氏、淺野省三氏および安達徹氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

５．当社は、山脇幹雄氏、淺野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、３氏が選任された場合には、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成24年12月４日開催の臨時株主総会において、年額５億円以内（うち社外取締役１億円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額５億円以内（うち社外取締役１億円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、６名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額１億円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市北区中之島五丁目３番68号
リーガロイヤルホテル　２階ダイヤモンドルーム

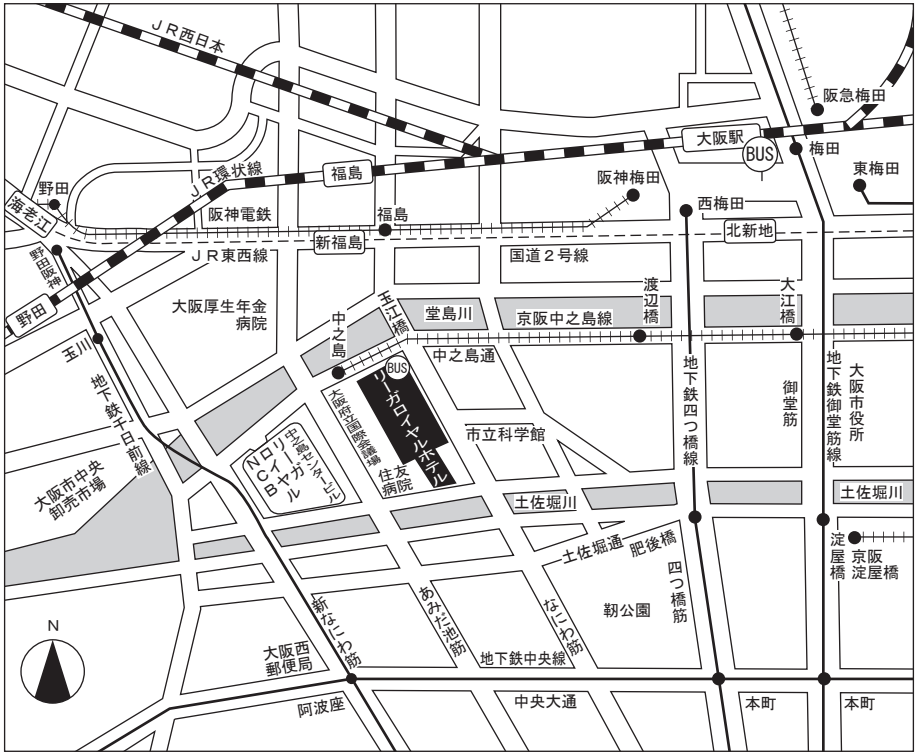

●京阪電車／中之島線 中之島駅下車２番出口 徒歩約３分
●地 下 鉄／千日前線・中央線 阿波座駅下車９番出口 徒歩約７分
●JR環状線／野田駅下車 徒歩約10分　JR東西線／新福島駅下車 徒歩約８分
●市 バ ス／JR大阪駅前から53番（船津橋行）終点船津橋下車横
●リーガロイヤルホテル無料シャトルバス／JR大阪駅より15分間隔で循環／
乗車場所　JR大阪駅西側(高架南寄り)

＊誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。